

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人正晴会

特別養護老人ホームさくら

短期入所生活介護あんず

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむ得ない場合の例外 3 原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
※身体拘束を行う場合には、以上3つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体拘束廃止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束廃止委員会の設置目的及び担当者

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置し担当者は身体拘束廃止委員会責任者とします。

① 委員会での検討事項

- ア) 施設内での身体拘束につながる事例等の確認と改善について検討。
- イ) アームカバー、手袋、離床後のベッド柵等の身体拘束につながる恐れがある対応について現状把握及び改善に向けての対応。

ウ) 身体拘束を実施した場合の現状把握及び解除に向けての検討。

エ) 施設内研修等の準備及び実施。

オ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導。

② 身体拘束廃止委員会の構成員

ア) 施設長

イ) 看護職員

ウ) 介護長

エ) 介護職員

オ) 生活相談員

カ) 介護支援専門員

キ) 理学療法士

ク) 管理栄養士

ケ) その他

③ 身体拘束廃止委員会の開催

ア) 3ヶ月に1回委員会を開催します。

イ) 緊急的に身体的拘束が必要な場合は、随時開催します。

(2) その他施設内の組織に関する事項

身体拘束廃止委員会以外でも、事故防止委員会やユニット会等で多職種が集まり、身体拘束につながる恐れがある認知症状等による徘徊や離脱、転倒・転落の事故防の対応策について検討します。

(3) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のため、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とします。

(施設長)

① 身体拘束廃止委員会の統括管理

② ケア現場における諸課題の統括責任

③ 施設内外の職員研修の実施

(看護職員)

① 施設における医療行為範囲の整備

② 重度化する利用者の状態観察

- ③ 経管栄養等のチューブを抜去する恐れがある利用者の確認
- ④ 主治医および各医療機関との連絡調整
- ⑤ やむを得ず身体拘束を行う場合の記録の整備

(介護主任)

- ① 身体拘束にならない代替ケアの検討
- ② 介護職員における基本的（食事・入浴・排泄）ケアの統括管理及び認知症状へのアプローチ方法の指導
- ③ 身体拘束がもたらす弊害について介護職員への指導

(生活相談員・介護支援専門員)

- ① やむを得ず身体拘束を行う場合のケアカンファレンスの実施と本人・ご家族に対しての説明
- ② 施設における身体拘束につながる恐れがある対応についての現状把握
- ③ 医療機関やご家族との連絡調整
- ④ 本人・ご家族の意向に沿ったケアの確立
- ⑤ チームケアの確立
- ⑥ やむを得ず身体拘束を行う場合の記録の整備

(リハビリ職)

- ① 身体拘束にならない代替ケアの検討
- ② 施設における身体拘束につながる恐れがある対応についての現状把握。
- ③ やむを得ず身体拘束を行う場合の記録の整備

(管理栄養士)

- ① 利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護職員)

- ① 利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアに努める
- ② 利用者の尊厳を理解し、コミュニケーションを十分に図る。
- ③ 身体拘束にならない代替ケアの検討
- ④ やむを得ず身体拘束を行う場合の記録の整備

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 施設内外研修の開催

- ① 年2回以上は指針に基づいた内容で施設内研修を実施します。
- ② 新規採用時には身体的拘束適正化の研修を実施します。
- ③ 身体的拘束廃止に関する施設外研修へ参加をします。

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の為の方策に関する基本方針

万が一、介護職員等が介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を見かけた場合には、各部署の責任者又は施設長に報告し、早急に必要な対応を検討します。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- ① 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等でチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等でチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子・イスからずれ落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y時型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人に対し、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

5. 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針

本人又は利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

（1）カンファレンスの実施

緊急やむ得ない状況になった場合、その状況や必要性についてユニット又は部署で検討した結果を（記録4）の様式で作成します。（記録4）の検討をもとに、身体拘束廃止委員会を開催します。委員会にて拘束に

よる利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討します。また検討結果については会議録（記録5）に記録します。尚、利用者本人や他の利用者に対して、著しく身体的危害を加えることがある緊急性の高い場合は、委員会の開催を待たず、施設長の判断にて拘束を開始する場合があります。

（2）利用者本人やご家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を（記録1）の様式を作成して、詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご家族等に行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。尚、利用者本人や他の利用者に対して、著しく身体的危害を加えることがある緊急性の高い場合は、施設長の判断で拘束を開始し、開始後に同意を得る場合があります。

（3）記録と再検討

身体拘束に関する記録が義務付けられているため、（記録2）の様式を用いてその様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を（記録3）の様式を用いて随時検討します。その記録は5年間保管します。

（4）拘束の解除

（3）の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合は、契約者、ご家族に報告します。

（その他）

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為に準ずる場合（アームカバー、離床したベッドの柵の使用、手袋等）も、①切迫性②非代替性③一時性の3要素を満たしているか（記録4）の様式を用いて検討し、（記録1）によって本人・ご家族の同意を得て、実施するようにします。また身体拘束廃止委員会によって定期的に検討

するようにします。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針について

この指針は、当該施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

職員一人ひとりが、身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めるため、認知症状による周辺症状に対応するケアと、食事・入浴・排泄の基本的ケアを大切にすることを推進していきます。

附 則

平成27年3月31日より施行する。

平成30年4月1日に一部改正し、施行する。

平成31年5月1日に一部改正し、施行する。

令和元年11月1日に一部改正し、施行する。

令和4年2月9日に一部改正し、施行する。